令和７年度　　前橋市立桃瀬小学校　　いじめ防止基本方針　　R7.5 改定

１　いじめ防止基本方針策定に当たって

○前橋市のいじめ対策「学力とともに、人間力、そして育てる教育を進めます」

（１）桃瀬小学校の基本的な考え方

①全ての児童と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を進める。

②いじめ防止は、学校や保護者、地域等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら対応することにより、初めて可能になる。

（２）めざす児童像

・いじめをしない児童
・いじめを許さない、見逃さない児童
・いじめに負けない強い心を持った児童

２　組織及び校内体制について

＜組織構造図＞

【いじめ対策委員会】※毎月１回定期的に開催する。
本委員会は生徒指導委員会のメンバーとし、定例会の前半に持つ。
構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任
　　各学年生徒指導担当・養護教諭・（ＳＣ）
内　容：①いじめ防止対策の立案・実行・検証・修正
　　②いじめの相談・通報の窓口
　　③情報の収集と記録、共有
　　④事実関係の把握といじめか否かの判断
　　⑤指導や支援の体制・対応方針の検討
　　⑥保護者との連携
　　⑦いじめ防止等に係る研修の企画
　　⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
　　⑨学校いじめ防止プログラムの策定
　　⑩早期発見・事案対処のマニュアルの策定

→ ←

関係機関
・児童相談所
・子育て支援課
・医療機関
・警察署
・青少年支援センター
・いじめ対策室

市教育委員会

→ ←

教育相談部
・相談計画
・事例研究
・ＳＣ活用計画

↑　↓　　↓　↓

いじめ対応チーム
構成員
学年主任・担任・該当学年職員・生徒指導主任・養護教諭・　ＳＣ　等

校内研修
・授業改善
・教育相談研修
・いじめの理解や防止に関する研修

道徳・特活部会
・いじめの未然防止に向けた授業
・児童会等を中心としたいじめ防止活動

【ＰＴＡ・地域との連携】
サポート会議・学校運営協議会としての取組評価

３　いじめの未然防止

（１）基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

○学習規律を確保して、１時間のめあてとまとめを明確にしたわかりやすい授業を行うことによって、児童が学ぶ楽しさを実感できるようにする。

○自己存在感や人間的ふれあいが感じられる場を設定し、自分の考えを伝える、相手の話を聞くことを大切にした授業を展開する。一人一人が活躍できる授業の工夫

○「桃瀬小をよりよくするために」「桃瀬小学校のきまり」を徹底させ、高い規範意識を身に付けさせる。

○道徳、特別活動を通して、温かい人間関係づくりやよりよい集団の在り方について考えさせ、やさしさと思いやりの心を持ち、正しい行動ができるようにする。

○これらの指導や活動を通して「自己有用感」を育成し、「いじめ未然防止」につなげる。

○「いじめ防止強化月間（5月・12月）」「前橋市いじめ防止フォーラム（7月）」「人権週間（12月）」等に関連した児童会活動

（２）指導計画・研修計画

ＰＬＡＮ

・いじめ対策委員会の設置、校内研修でも実施し、組織的な体制を整える。
・実態把握（学校生活アンケートの実施）
・年間指導計画等の作成
（ＳＣ活用計画、児童会のいじめ防止活動実施計画等）
・いじめ強化月間に関する児童会活動案検討

ＤＯ

・個別面談、教育相談の実施
・いじめ防止関連授業の実施
・いじめ防止活動の実施
・月1回学校生活アンケートの実施及び対応
・ケータイ・インターネット教室やいじめ防止に関する講座の設定

ＣＨＥＣＫ

・授業改善の推進
・学校生活アンケート、取組評価アンケート
・携帯・インターネット教室（児童、教職員）
・地域の健全育成活動

ＡＣＴＩＯＮ

・次学期における重点指導項目の検討と改善
・学校いじめ防止基本方針の共通理解及びＰＤＣＡサイクルによる点検と見直しを行う。

（３）保護者・地域との連携

・本方針をＰＴＡ総会等で説明するとともに、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
・保護者と連携して、あいさつの励行・集団生活のマナー・規範意識の確立等、基本的生活習慣を身に付けさせる。
・地域の伝統芸能保存会や郷土芸能保存会等と連携して、伝統芸能や郷土芸能について理解を深め、郷土愛を育成する。
・のびゆく子どもの集いなどの地域の健全育成活動に参加を促し、地域の人と交流を深め、社会性を育成する。
・発達障害を含む、障害のある児童への個別の教育支援計画や教育指導計画を活用した適切な指導と、個に応じた支援を行う。
・外国籍児童生徒を取り巻く言語や文化等、生育環境の差に対する教職員・児童生徒、保護者等への理解を促進する。
・性同一障害や性的指向・性自認に対する教職員の正しい理解と、当該児童及び家庭のニーズに沿った支援を行う
・いじめ防止が成果を上げているか、学校評価アンケートをもとに検証し、改善点等についての意見を検討する。

（４）校内研修

・教職員の指導書等を中心に校内研修を実施し、「いじめが起きにくい学校つくり」にむけて組織的な体制を整える。
・わかる授業や児童相互の交流の場のある授業について工夫し、授業改善を図る。
・ＳＣ等の活用を推進し、教育相談の技術を高める。
・いじめの理解や防止の方策や取組について、研修を実施する。
・ＳＣ等が講師になり、ソーシャルスキルトレーニングを行い、個別の教育相談や支援の方法を研修する。

４　いじめの早期発見

（１）基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、特定の教職員で抱え込まず学校組織として早期発見に取り組むとともに、関係する児童や保護者の思いを大切にしながら解決に努める。

（２）児童のささいな変化に気づくための取組

①学校生活アンケート（いじめに関するアンケート）

・いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得るという観点から、毎月１回記名のアンケートを実施する。（潜在的ないじめの把握）
・けんかやふざけあいに対する、被害性に着目した職員同士の共通理解

②日常生活の見取り

・いじめチェックリスト等を活用し、児童の気になる変化や気になる行為を見かけたときにはメモしたりして、関係する教職員と連携をとるなどして情報を共有する。

③教育相談

・子どもの生活を把握することを目的に、意図的に個人面談を実施する。

④保護者・地域との日常的な連携

・連絡帳等を利用して、保護者からの訴えを積極的に受け止め、情報の収集に努める。

・二者面談や家庭訪問等で保護者と情報を共有する。

・サポート会議や地域行事への参加を通じて日常的に情報を共有する。

⑤ネットパトロールを活用し、いじめの早期発見とともに、再発の防止に努める

・ケータイ・インターネット教室において、ネット上のいじめが重大な人権侵害であることの理解を促進する。

（３）情報を確実に共有するための取組

・対応策を分析・検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

（４）情報に基づいた対応の方針を立案実施

・いじめ対策委員会で方針を立案し、対応チームへ提案する。

５　いじめに対する対応

（１）基本方針

本校のいじめの対策における中心組織である「いじめ対策委員会」は、それぞれのケースがいじめとして対応すべき事案かどうか判断する。

（２）いじめと判断した時の対応

・いじめ対策会議を中心とした組織的な対応（調査・指導・保護者との連携）

・被害児童の心の痛みに寄り添った、全職員による少なくとも３ヶ月間の日常的かつ注意深い観察を行い、いじめが解消したと思われる場合も、見守りは継続する。

（３）ネット上のいじめへの対応

・不適応な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための処置をとる。

・情報モラル教育の推進（携帯電話教室等の実施）と保護者への啓発活動を行う。

（４）重大事態発生の場合

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときの次の場合をいう。

○児童が自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合

上記のような重大事態が起きた場合には、以下の手順を基本として対応する。

①重大事態が発生した場合は、次のとおり速やかに連絡・報告を行う。

発見者→担任・学年主任→生徒指導主任→教頭・校長

校長→市教育委員会

②校長は、緊急にいじめ対策委員会を招集し対応策を協議する。

なお、市教育委員会の指導や助言を受けるなど、連携して対応する。

③いじめ対策委員会で決定された対応チームを中心として、事実関係を明確にするために関係児童及び全教職員に対する聞き取り調査を実施する。必要に応じて全校児童へのアンケート調査を実施する。

④調査結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対

し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
⑤いじめられた児童への支援、関係児童への指導、その他周囲の児童のケアについて、教職員の役割分担を明確にして、組織的に対応する。
⑥調査結果を踏まえ、市教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。
⑦市長が必要とした場合、市の調査機関が再調査を行う。

（５）その他

〇市教委及び児童相談所や子育て支援課などとの連携

・児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかに市教育委員会に報告し、関係機関と連携して問題の解決に向けて取り組む。必要に応じて、市教委や児童相談所・子育て支援課と連携し個別サポートチーム会議を実施する。

〇警察との連携

・児童が受けたいじめが犯罪行為にあたると認められるときには、警察とも連携して対処する。

６　その他

〇評価と改善について

・いじめ対策委員会で定期的にいじめ防止対策等のチェックを行うとともに、学期末委員会においては学期毎の評価を行い、改善を図る。

〇保護者・地域への情報発信と啓発活動について

・学年・学級懇談会等で児童が取り組んでいるいじめ防止活動について発表する。
・市教委と連携して「ネット上のいじめ等、児童の身近に迫る危険について」携帯インターネット教室を開催する。

〇いじめ相談ダイヤルを活用していじめ問題の解決に当たる。